第 25 回黒部市農業委員会議事録

１．日時　令和８年７月６日(月)　15 時 00 分～15 時 48 分

２．場所　黒部市役所　2 階　201・202 会議室

３．出席委員　12 名
農業委員　12 名

1番 能澤　喬之	3番 島　美佐雄	5番 山本　正志	6番 沓掛　忠昭
7番 松岡　高生	8番 山本　隆淑	9番 橋本　喜洋	10 番 佐度　義行
11 番 中野　貴代美	12 番 氷見　康弘	13 番 藤澤　良成	14 番 松島　功治

４．欠席委員　２名
2番 舩屋　裕子、4番 朝倉　和行

５．農業委員会事務局　４名
事務局長　徳永　賢二
係　　長　村山　愛
主　　任　澤武　裕輔
主　　事　石﨑　茉里

６．議事　（１）議案第 80 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について

（２）議案第 81 号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第 82 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

７．会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。
ただ今から、第 25 回黒部市農業委員会総会を開催します。
最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会　　長：（あいさつ）

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会　　長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。
中野　貴代美委員、氷見　康弘委員を指名します。
本日総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。
舩屋　裕子委員､朝倉　和行委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。
それでは、議事に入ります。
議案第 80 号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。
本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。
それでは事務局から説明願います。

◎議案第 80 号

事 務 局：議案第 80 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について説明いたします。
総会議案書の１ページと申請位置図の３-１～３－３をご覧ください。
今回議案案件は３件でございます。

〈１番〉　村椿地区　出島字村中島〇番〇　地目：畑の１筆　394 ㎡について。
譲渡人：富山市天正寺　〇〇　さんから
譲受人：黒部市出島　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地は、これまで譲渡人が自家用の野菜を耕作するために利用しておりました。しかし、譲渡人は市外在住であることから、今後土地の管理が難しくなると考えられ、譲渡人が組合員として所属する農業法人と売買の話を進められ、双方合意のもと所有権移転の申請をされました。
譲受人は農地所有適格法人であること、機械や労働力などが十分に確保されていること、売買後、農地として適切に利用することが見込まれるため譲受人として適当であると考えます。

〈２番〉　浦山地区　宇奈月町浦山〇番、〇番　地目：田の２筆　503 ㎡について。
譲渡人：黒部市宇奈月町浦山　〇〇　さんから
譲受人：黒部市宇奈月町浦山　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は売買です。

申請地は以前より、譲受人が耕作している土地であり、今回双方合意のもと所有権移転の申請をされました。譲受人は浦山地区で農業を営む農業者で、40 年以上の農業経

験があり、大型の農業機械も所有されております。今後も継続して農地を利用することができると考えられ、譲受人として適当であります。

〈３番〉　浦山地区　宇奈月町栃屋〇番外７筆　地目：田の合計８筆　8,498 ㎡について。
譲渡人：黒部市宇奈月町栃屋　〇〇　さんから
譲受人：黒部市宇奈月町栃屋　〇〇　への所有権移転についてであり、理由は贈与です。

申請地は亡〇〇さんの遺言に基づき、所有している田は、譲受人に遺贈するとされた遺言に基づき申請があったものです。なお、申請には遺言公正証書の写しが添付され、譲受人の了解を得ております。
譲受人は農地所有適格法人であること、機械や労働力などが十分に確保されていること、売買後、農地として適切に利用することが見込まれるため譲受人として適当であると考えます。

遺贈について補足説明をさせていただきます。遺贈とは、遺言で相続人や相続人以外に財産を引き継がせることです。遺言があれば法定相続分に従う必要がありません。ただし、遺贈には遺言を忠実に執行する遺言執行人の選任などの厳格な手続きが必要です。
遺贈には、「包括遺贈」と「特定遺贈」があります。「包括遺贈」とは、具体的には「遺産の２分の１を A 氏に、残りの２分の１を B 氏に」といったように、財産内容を指定せず行う遺贈です。一方で、「特定遺贈」とは財産内容を指定する遺贈です。具体的には「宅地は A 氏、農地は B 氏に」といったように事前に財産を指定する遺贈です。
今回の案件は、相続人以外への特定遺贈であるため、農地法第３条の許可の対象となります。

以上、３件　11 筆　9,395 ㎡です。事務局からの説明は以上です。

会　　長：それでは、議案第 80 号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議を行います。１番の案件について、村椿地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：次に２番、３番の案件について、浦山地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
何かご意見ありませんか。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 80 号 農地法第３条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
会　　長：ここで〇〇委員の入室を許可します。
会　　長：続きまして、議案第 81 号「農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見に

ついて」審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第 81 号

事 務 局：議案第 81 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてですが、2件ございます。3、4ページをご覧下さい。また申請位置図は5-1 及び5-2また A3 の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。

〈１番〉　東布施地区　申請地：中陣〇〇番〇外2筆　地目：田　現況：田の合計3筆 1,775 ㎡について。
譲受人　黒部市田家新　〇〇　さんへ
譲渡人　黒部市中陣　〇〇　さん　と　黒部市中陣　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は資材置場兼駐車場敷地です。農振除外からの案件です。

申請の背景についてですが、譲受人は、黒部市のプラスチックの再生加工会社で、廃プラスチックの買取・回収から行い、再生原料へのリサイクル、販売まで、一貫生産を行っています。
とりわけ中陣工場では、工場敷地のほかに、プラスチックのリサイクルの買取、回収をしたものを保管する資材置場がありますが、事業拡大に伴い、現在の資材置き場では対応できなくなるため、新たに資材置場を必要とされています。
具体的にはプラスチックは 30%の生産増加を見込んでおり、既存の廃プラスチックの受け入れも増えるため、作業効率化のため、北側に事業用の駐車場スペースも設ける予定です。

申請地の農地区分は、第1種農地に区分され、原則として許可しない農地であります。しかしながら、第1種農地の許可基準のうち、「隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で農地を供することが必要であり、転用する第1種農地の面積割合が全体面積の3分の1を超えない場合は許可できる」という基準を満たしており、一般基準である資金の証明や隣接耕作者の同意、また町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。

〈２番〉　三日市地区　申請地：三日市字新小路〇番　地目：田　現況：田の1筆 466 ㎡について。
譲受人　黒部市三日市　〇〇　さんへ
譲渡人　黒部市宇奈月町浦山　〇〇　さんからの所有権移転であり、転用目的は資材置場です。

申請の背景として、譲受人は、造園業を営んでおり、事業に使用する植木、石材、砂利、土壌改良材等の資材及びバックホウ等機械器具の保管場所が不足している状況です。今回の申請地は、事業所に近接しており、資材置場として利用できれば、資材及び機械器具の一元管理を図ることができ、業務効率の改善と経費削減につながるとのことから、恒久的な転用を申請されています。

なお申請地は、都市計画区域内の用途地域（準工業地域）に該当するため、農地区分は「第3種農地」となります。第3種農地については、原則許可となり、一般基準である資金証明や町内会長や生産組合長の同意を得ており、許可に問題はないと考えております。

以上、２件　４筆 2,241 ㎡です。事務局からは以上となります。

会　　長：それでは、議案第 81 号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。１番の案件について、東布施地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：続いて２番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。
地区委員：意見なし。
会　　長：地区委員は異議なしとのことでしたが、他の委員の意見を求めます。
各 委 員：異議なし。
会　　長：異議なしとのことですので、議案第 81 号農地法第５条第１項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。
会　　長：続きまして、議案第 82 号「令和８年度農用地利用集積等促進計画の意見決定について」審議いたしますので、事務局から説明願います。

◎議案第 82 号
事 務 局：議案第 82 号農用地利用集積等促進計画案についてご説明いたします。
総会議案書の６ページをご覧ください。
今回提出いたしますのは和８年５月 21 日～令和８年６月 22 日に受付した分になります。
７ページ目をご覧ください。
まず、期間別貸借設定面積についてですが、新規６年未満が 5,417 ㎡、新規６年以上が 1,303 ㎡で計 6,720 ㎡です
次に地区別の貸借一覧表になります。
若栗地区　２件　5,417 ㎡
浦山地区　１件　1,303 ㎡
総件数は３件、6,720 ㎡です。
次のページからは貸借農地一覧表になります。ご確認ください。
今回、合意解約はございませんでした。
次のページをご覧ください。利用権設定率についてです。
全体での利用権設定率につきましては、先月よりも 0.1%下がり、46.0%、
そのうち農地中間管理機構の利用権設定率は、先月よりも 0.1%上がり、13.9%でした。
農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上になります。

会　　長：それでは、事務局から説明があった農用地利用集積等促進計画について各委員の意見を求めます。何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会　　長：異議なしとのことですので、議案第 82 号 令和８年度農用地利用集積等促進計画について、当委員会は同意することに決定します。

これで予定していた議事が終了しましたが、全体を通して他にご意見ございませんでしょうか。

会　　長：特にないようですので、これをもちまして本日の総会を閉会いたします。

（15 時 28 分で総会終了）

引き続き、事務報告及び農地利用最適化に関する情報交換を開催。

（15 時 48 分で終了）

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　11 番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　12 番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿